

令和7年度 第4回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年7月3日(木) 午後1時30分から午後1時45分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

小 谷 信 江	以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆
寺 島 あつ子	霜 野 市 和	谷 野 保 博
田 中 宏	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員 3人

辻 千 太 郎 今 野 正 章 山 崎 勝 喜

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	田 中 利 幸	岡 所 次 郎
北 條 一 宜		

(5) 欠席委員 3人

松 下 孝 彦 岸 田 勝 夫 登り山 正 嗣

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第16号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第17号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第18号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第19号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第20号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第21号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第4回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、奥野正作委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中11名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第21号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計8件であります。

それではまず、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第15号から第17号をご説明いたします。

まず、受付番号第15号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり周辺は里道敷、道路、宅地、畑及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計657平方メートルで現在保全管理中及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第16号は、申請地が東区日置荘原寺町の市街化調整区域内にあり、周辺は里道、水路及び畑に囲まれており、地目は田1筆、

面積は753平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、使用貸借による権利を設定し、借り受けるための申請です。

次に、受付番号第17号は、申請地が中区深阪1丁で市街化調整区域内にあり周辺は原野、雑種地及び水路敷に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計541平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること決定いたします。

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第15号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、相続人は美原区阿弥に居住する農業者で、申請地は美原区阿弥の田6筆、面積は合計7,170平方メートル、現在水稻の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第16号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第9号から第12号をご説明いたします。

まず、受付番号第9号は、申請地は美原区菅生の田4筆、面積は合計1,208平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第10号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は899平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第11号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,097平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中

間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第12号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,025平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第21号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第21号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第18号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第19号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず、受付番号第5号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第6号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第7号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第8号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第20号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず受付番号第4号は、申請地が美原区今井の田2筆、面積は合計422平方メートル、現況は宅地、経過年数は50年以上、次に、受付番号第5号は、申請地が中区伏尾の畑1筆、面積は991平方メートル、現況は山林、経過年数は40年以上、次に、受付番号第6号は、申請地が南区三木閉の田畑6筆、面積は合計949.25平方メートル、現況は住宅敷地の一部及び露天駐車場、経過年数は25年以上、次に、受付番号第7号は、申請地が中区陶器北の田3筆、面積は合計881平方メートル、現況は2筆が住宅で経過年数は60年以上、1筆は農地、次に、受付番号第8号は、申請地が美原区小平尾の畑1筆、面積は239平方メートル、現況は山林、経過年数は35年以上、次に、受付番号第9号は、申請地が中区陶器北の畑2筆、面積は合計2,068平方メートル、現況は雑木林、経過年数は45年以上でした。今

回は、受付番号第7号の1筆を除いて、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第21号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

本件は、令和7年3月27日に開催された令和6年度第13回総会に付議しました議案第77号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する取扱いについて」において、ご承認いただきましたとおり、地域計画の変更のうち、重要又は異例なものを除いては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、市からの意見聴取が行われる場合の当委員会における意見決定を、総会の議を経ることなく、事務局長専決とし、当該専決日以降、最初に招集される総会にその旨を報告するものです。

受付番号1-1、陶器北地区圃場整備を除く中区から受付番号1-7、菅生地区までの合計7地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和7年6月18日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨を回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第4回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第14号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第15号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第16号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第17号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第18号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第19号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第20号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第21号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会

長

北原芳孝

委

員

奥野正作

委

員

田中 宏